

住居確保給付金（転居費用補助）の支給

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居費用を補助します。（上限あり）
※家計改善支援において、転居によって家計が改善すると認められることが要件となります。

【支給の対象となる方】 ※下記①～⑧の要件のいずれにも該当する方が対象です。 令和8年4月1日更新

- ①申請者と同じ世帯に属する方の死亡、または申請者もしくは同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者および申請者と同じ世帯に属する方の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある方であること
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内の方
- ③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している方
- ④申請日の属する月において、世帯収入合計額が次の表により算出した額以下の方

世帯員数	収入基準額の計算方法	収入基準額の例 ※家賃上限額で計算した場合
単身世帯	生活費基準額 84,000円+家賃月額（上限額53,700円）	137,700円
2人世帯	生活費基準額130,000円+家賃月額（上限額64,000円）	194,000円
3人世帯	生活費基準額172,000円+家賃月額（上限額69,800円）	241,800円
4人世帯	生活費基準額214,000円+家賃月額（上限額69,800円）	283,800円
5人世帯	生活費基準額255,000円+家賃月額（上限額69,800円）	324,800円

※収入基準額は、生活費基準額（住民税均等割が非課税となる収入額の1/12）+1か月の家賃額（上限額）

- ⑤申請日における、申請者及び申請者と同じ世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の金額（上記④の生活費基準額の6か月分。ただし、100万円を超えない額）以下の方
（単身世帯）50万4千円 （2人世帯）78万円 （3人世帯）100万円
- ⑥家計改善支援において、転居によって家計が改善すると認められること
- ⑦自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同じ世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同じ世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

※転居費用補助の受給後に、受給者と同じ世帯に属する方の死亡、または受給者もしくは受給者と同じ世帯に属する方の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または自己の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年経過している等、すべての支給要件を満たす方は再支給が可能な場合があります。

【転居費用補助の対象経費・支給額・支給方法】

（1）対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）・転居先への家財の運搬費用・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む）・鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・敷金・契約時に払う家賃（前家賃）・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

（2）支給額

実際に転居に要する経費のうち、（1）の支給対象となる経費を支給します。支給金額の上限は、転居先の住居が所在する市区町村によって異なります。

※転居費用に要する経費が上限額を超える場合は、差額をご自身でお支払いいただく必要があります。

【お問合せは、新宿区生活支援相談窓口へ】

（電話）03-5273-3853 （住所）新宿区新宿5丁目18番地21 新宿区役所第2分庁舎1階